安曇野市議会災害等対応マニュアル

令和２年 12 月２日　議会運営委員会　決定
令和２年 12 月 17 日 全員協議会　了承
令和３年９月 21 日　議会運営委員会　一部改正承認
令和７年８月 19 日　議会運営委員会　一部改正承認
令和７年８月 20 日　全員協議会　了承

１　目　的

このマニュアルは、安曇野市議会基本条例（平成 25 年安曇野市条例第 29 号）第２条の２の規定に基づき、災害等の発生時に災害の状況に応じて、議会としての必要な体制や役割行動を明確にするとともに、安曇野市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が行う災害対応に協力することを目的とする。

２　安曇野市議会災害等対策会議の設置

（１）設置場所

安曇野市議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）の設置場所は、市役所議会事務局とする。

（２）設置基準（いずれかに該当するとき）

ア　震度６弱以上の地震が発生したとき
イ　風水害等により大規模な被害が発生したとき又はそのおそれがあるとき
ウ　火災、爆発、テロ行為等により重大な被害が発生したとき又はそのおそれがあるとき
エ　市対策本部が設置されたとき
オ　その他、議長が必要と認めるとき

（３）廃止基準（いずれかに該当するとき）

ア　市対策本部が廃止されたとき
イ　災害等応急対策がおおむね終了したと議長が認めたとき

３　災害等の発生時期に応じた対応基準（主に地震、風水害等）

（１）災害等が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長または委員長は、直ちに本会議または委員会を休憩し、または散会し、傍聴者等の安全確保を最優先とし、避難誘導その他安全確保を図るものとする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

（２）災害等が会議時間外（夜間、休日、閉会中など）に発生した場合

議長及び副議長は、速やかに登庁するものとする。

４　行動時期に応じた対応内容

（１）初動期（発災後概ね 24 時間以内）

ア　議員は、イに掲げる安否等の事項を、対策会議（議会事務局）へ速やかに報

告する。報告手段は以下のいずれかとする。
① タブレット端末
② 電子メール gikai@city.azumino.nagano.jp
③ 電話 0263-71-2156
④ FAX　0263-71-2150
イ 災害発生後、議員は以下の項目を速やかに報告する。
① 氏名
② 自身と家族の安否状況（無事／軽傷／負傷等）
③ 現在地（自宅／避難所／市外等）
④ 現時点での連絡手段・連絡先（電話・メール等）
⑤ 移動や地域活動の可否
⑥ 地域の緊急報告事項（火災・倒壊等）
ウ 議員は、それぞれの地域等において自己完結活動をする。
エ 対策会議は、必要に応じて議員へ情報提供をする。

（２）中期（発災後およそ１週間以内）
ア　議員は、各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い（要請、要望等含む）、必要に応じて対策会議に連絡をする。
イ　対策会議は、市対策本部からの情報を必要に応じて議員へ提供する。
ウ　対策会議は、必要に応じて市対策本部へ情報提供をする。
エ　議員は、市対策本部への情報提供（要請、要望等含む）は、原則として対策会議を通じて行うものとする。

（３）後期（発災後およそ１週間以降）
ア　議長は、必要に応じて全議員を招集し、災害等対策に関する対応を協議する。
イ　中期のアと同様の項目
ウ　中期のイと同様の項目
エ　中期のウと同様の項目
オ　中期のエと同様の項目
カ　対策会議は、各地域における被災地及び避難所等の状況に応じて、市対策本部へ要請、要望等を行う。

附　則

このマニュアルは、令和２年 12 月 17 日から施行する。

附　則

このマニュアルは、令和３年９月 27 日から施行する。

附　則

このマニュアルは、令和７年９月 18 日から施行する。